

【不正発生の要因と不正防止計画】

第1節 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	防 止 計 画
・ 公的研究費の責任体系に関する周知が不足している。 ・ 時間経過とともに責任意識が低下する。	・ 各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 ・ 各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

第2節 適正な運営・管理の基板となる環境の整備

不正発生の要因	防 止 計 画
・ 公的研究費の事務処理手続きに関するルール理解度が低い。 ・ コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・ 補助金が公的資金であるという意識が希薄である。 ・ 告発の仕組み、告発者の保護の方策等が周知されていない。	・ 教職員に対して定期的に研修会等を開催し、意識向上を図るとともに使用ルールの周知を徹底する。 ・ 教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・ 公的研究費採択者等から研究費を適切に使用する旨の誓約書を提出させる。 ・ 不正使用を行った場合は、氏名を公表し厳しい処分を行う。 ・ CITI Japan (e-learning) の修了を義務付ける。 ・ 告発窓口の設置や告発方法について周知する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	防 止 計 画
・ 不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生する。	・ 不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に加える。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	防 止 計 画
・ 予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。 ・ 発注段階での財源特定がされていない。 ・ 研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	・ 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・ 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう説明会等で指導・喚起を行う。 ・ 事務部門による納品検収の際に、疑義が生じた物品について、発注者に購入目的の確認を行う。

第5節 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	防 止 計 画
・ 通報窓口・相談窓口に対する周知が不足している。	・ 全学的なルールの理解と統一を図るため、通報窓口・相談窓口の周知を図り、日常的に研究者の支援を行う。

第6節 モニタリングの在り方

不正発生の要因	防 止 計 画
・ 不正発生リスクの排除に向けた実効性のある学内監査が不十分である。	・ 抜き打ち監査を実施する。 ・ あらかじめ不正が発生するリスク要因を評価して監査対象の範囲や優先度を決め、書面調査のみならず、関係者への聞き取り調査を行うなど、実効性の高い監査を実施する。